

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

第1回美里町障害者計画等策定委員会

2 開催日時 令和2年7月30日（木）午後1時58分から午後3時1分まで

3 開催場所 美里町健康福祉センターさるびあ館 2階研修室

4 会議に出席した者

（1）委員

黒沼篤司委員長、木村明子委員、石川芳民委員、伊藤公善委員、
横山真和委員、須田明美委員

（2）事務局

菊地知代子課長、相澤環課長補佐、伊藤八重子課長補佐兼健康推進係長、
伊藤恵主幹、渡邊智恵障害福祉係長、佐々木幸太朗主事

（3）その他

相澤清一町長

5 議題及び会議の公開・非公開の別

議題

- ・策定委員会の運営について
- ・美里町障害福祉計画等の策定方針について
- ・町民向けアンケート調査について

会議の公開・非公開の別

- ・公開

6 非公開の理由

- ・該当なし

7 傍聴人の人数

- ・0人

8 会議資料

- ・資料① 策定委員会の運営について
- ・資料② 美里町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定方針
- ・資料③ アンケート調査票の設計意図
- ・資料④ 美里町障害福祉計画策定に関するアンケート調査ご協力をお願い
- ・計画書 第3期美里町障害者計画・第5期美里町障害福祉計画・第1期美里町障害児福祉計画

9 会議の概要

○事務局（菊地課長） はじめに、美里町障害者計画等策定委員会委員の委嘱状交付を行います。本来であれば町長から委員おひとりおひとりに委嘱状を交付するべきところですが、新型コロナウイルス感染症の流行を考慮し、代表の方おひとりに交付させていただくことでご了承いただければと思います。それでは障害者福祉計画等策定委員会の委員の皆様を代表いたしまして、黒沼篤司様に委嘱状を交付させていただきます。

（町長から黒沼委員に委嘱状交付）

○事務局（菊地課長） 黒沼委員以外の委員の皆様におかれましては、委嘱状をお手元にお配りしていますので、ご確認のうえお納めいただきますようお願いいたします。

○事務局（菊地課長） 本日はご多忙のところご参集いただきまして誠にありがとうございます。私は事務局であります健康福祉課長の菊地と申します。暫時の間、会議の進行を務めさせていただきます。

それでは第1回美里町障害者計画等策定委員会を開会いたします。開会にあたりまして、相澤町長よりごあいさつ申し上げます。

○相澤町長 それでは一言申し上げさせていただきます。本日は大変お忙しい中、美里町障害者計画等策定委員会にご出席をいただきまして感謝申し上げます。また、常日頃より本庁の保健医療福祉の分野でご尽力いただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。さて、コロナウィルス感染症が一時は終息に向かったと思っておりましたが、第二波が全国的に広がりを見せており憂慮すべきところでございます。本町でも4月以来感染者は確認されておりましたが、今後もまた感染者が出るという可能性もございますので、これからもなお一層注意しながら行政を進めてまいりたいと思っております。そのような中で、今、委嘱状を交付させていただきました皆様におかれましては、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。皆様方のご協力をお願いしましてこれから第3期美里町障害者計画及び第6期美里町障害福祉計画並びに第2期美里町障害児福祉計画について、その基本理念である「障害のある人も、ない人も、ひとり一人が輝き、共に生きるまちづくり」のもとに、障害福祉サービス提供に対する構築を進めていくところでございます。今日、障害のある方やご家族の意識は確実に変わってきておりまして、自分らしく、積極的な生き

方をしたいといった意識が高まっており、一人ひとりの障害の状況に応じた支援が必要であり、福祉サービスに対するニーズも多様化しております。本町の障害福祉サービスの利用者については、平成27年度には198人でありましたが、令和元年度は242人に増加しているところでございます。町内では昨年度社会福祉法人によるグループホームと有限会社が設立したグループホームが開所したところでございます。

また、サービスを利用するための相談等を行う指定特定相談支援事業については、令和元年度新たに2つの事業所が開設され、一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業所が、令和元年度に南郷地域にB型事業所が2か所開設され、令和3年1月にはA型事業所が小牛田地域に1か所開設される予定となっており、環境が整いつつあると思っているところでございます。今回の計画策定については、現計画にかかるサービス見込み量の達成状況の結果を踏まえて、障害のある方の地域生活を支援するための障害福祉サービス等の提供体制の確保を目的にサービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものでございます。実際にサービスを利用している方にアンケートを実施し、ニーズを把握する計画もあることから、その結果もあわせてご検討いただき委員皆様方の忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと思っているところでございます。この計画が障害福祉を推進するうえでより良い計画となりますよう、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ですが、私からのご挨拶とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（菊地課長） それでは、次第の3番にあります委員紹介及び事務局紹介となりますが、皆様方のお手元に名簿をお渡ししております。恐れ入りますが、委員皆様方から自己紹介をお願いいたします。それでは席の順に黒沼委員からよろしくお願いいたします。

○黒沼委員 4月1日より、美里町社会福祉協議会の会長に就任いたしました黒沼篤司と申します。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 社会福祉法人みんなの輪 わ・は・わ美里の伊藤と申します。管理者をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○石川委員 障害者福祉協会の副会長をしています石川芳民と申します。よろしくお願いいたします。

○須田委員 南郷手をつなぐ会の会長をしています須田です。家族でやっている小さな会ではありますが、力になればと思います、委員を頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○横山委員 内科医をしています横山と申します。よろしくお願いします。

○木村委員 美里町民生委員児童委員協議会の副会長をさせていただきます木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菊地課長） ありがとうございます。続きまして事務局の自己紹介をさせていただきます。

健康福祉課長の菊地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局職員の自己紹介）

○事務局（菊地課長） それでは次第４番、会長及び副会長の選任につきましては町長に進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○相澤町長 それでは暫時の間わたくしが進行を務めさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。会長及び副会長の選任方法ですがどのように選任すべきか皆様にお諮りしたいと思います。皆様からのご意見が無ければ、事務局の推薦としてよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○相澤町長 それでは事務局から提案をお願いします。

○事務局（相澤課長補佐） 事務局からご提案させていただきます。会長には社会福祉協議会の会長をなされ社会福祉全般にご精通されております黒沼篤司様、副会長には民生委員として福祉に深く関わっておられます木村明子様をご推薦させていただきます。

○相澤町長 事務局から、会長に黒沼篤司さん、副会長に木村明子さんをとという提案がございましたが、皆様よろしいでしょうか。

○委員一同 はい。

○相澤町長 それでは会長を黒沼篤司さん、副会長を木村明子さん、よろしくお願いいたします。私の進行は以上といたします。

○事務局（菊地課長） 町長は公務の都合によりこれにて退席させていただきます。

準備をいたしますので、少々お待ちいただけますようお願いいたします。

皆様に追加で申し上げます。本日は、宮城県北部保健福祉事務所の熊谷幸一様と、宮城県立支援学校小牛田高等学園の浅野彩子様のお二方におかれましては、公務都合により欠席のご連絡をいただいておりますことを報告申し上げます。それでは会長の黒沼様、進行をお願いいたします。

○黒沼会長 それでは進行を務めさせていただきます、どうぞご協力の程よろしくお願いいたします。それでは次第５番、説明に入ります。（１）策定委員会の運営について、事務局より説明をいたします。

○事務局（相澤課長補佐） 健康福祉課の相澤と申します。よろしくお願いいたします。資料につきましては、右上に資料①～④までの記載があるものと、「第３期美里町障害者計画 第５期美里町障害福祉計画 第１期美里町障害児者計画」の計画書を使い説明させていただきます。

まず、資料①をご覧ください。策定委員会の運営についてですが、今回開催しております美里町障害者計画等策定委員会につきましては、町の附属機関という位置づけで設置しております。そのため、会議は原則として公開するということ、会議録は、基本、全文筆記とし発言内容が容易に理解できるように作成し、町のホームページ等を活用して公表することとさせていただきます。

次に傍聴者の定数及び会議録の署名についてですが、傍聴者の定数につきましては、町の他の附属機関においては傍聴定数を５人としている会議が多いことから、障害者計画等策定委員会におきましても傍聴定数を５人としたいと考えております。会議録の署名についてですが、会議に出席した委員の中から２人の方を署名人として選出する、会議録の公開までの期間につきましては、会議終了から概ね１か月から１か月半を想定しております。会議録公開までの流れは、資料に記載のとおり、会議ごとに署名人２人をご選出いただき、会議終了後に事務局で会議録を調製した後、会長と署名人に会議録を送付させていただきます。ご確認いただき、修正点があればご連絡をいただき、修正後、署名人に再度確認、ご署名をいただいた後、ホームページ等によって会議録を公開させていただきます。説明は以上です。今回の会議の署名人お二方の選出をお願いいたします。

○黒沼会長 それでは説明のありました策定委員会の運営については、事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

○委員一同 はい。

○黒沼会長 それでは本日の会議録の署名人２人を選出したいと思いますが、名簿の順に２人としてよろしいでしょうか。

○委員一同 はい。

○黒沼会長 それでは今回の会議録署名人は私と木村委員ということで、よろしくお願いいたします。

次に次第６番目、審議に移ります。

審議事項（１）美里町障害福祉計画等の策定方針について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（相澤課長補佐） それでは資料②をご覧ください。美里町第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画策定方針についてご説明させていただきます。

まず、策定の趣旨につきましては、現在、美里町では平成３０年度から令和５年度まで第３期美里町障害者計画を、第５期美里町障害福祉計画及び第１期美里町障害児福祉計画を平成３０年度から令和２年度までについて策定し計画的な障害者の施策の推進を図っているところでございます。令和２年度末には現行の障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間が終了となりますので、基本理念である「障害のある人も、ない人も、一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を踏まえ、これまでの進捗状況を確認しながら、新たに第６期美里町障害福祉計画及び第２期美里町障害児福祉計画を策定いたします。

次に計画の位置付けにつきましては、障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８８条第１項に定めるもので、国の基本指針に即して主に数値目標と障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の見込み量を定めます。障害児福祉計画は、児童福祉法第３３条の２０第１項に定めるもので、国の基本指針に即して主に数値目標と障害児通所支援、障害児入所支援及び障害

児相談支援の見込み量を定めます。その他としまして、計画の策定にあたり、上位計画である美里町総合計画・美里町総合戦略や美里町地域福祉計画及びその他の各分野別計画と整合性を図るものとします。

次に資料２ページをご覧ください。今回の計画は、第６期美里町障害福祉計画及び第２期美里町障害児福祉計画でありまして、その計画期間につきましては、資料の図のとおり、令和３年度から令和５年度までの３か年となります。３年前に基本となります「第３期美里町障害者計画」が策定されておりますので、それに基づいて数値目標と障害福祉サービス等の見込み量を定めるものとなります。

次に策定委員会で検討する内容につきましては、主に次の事項についてご検討をいただきます。１つ目は、本町の障害者施策に関する現況についてで、統計等の情報による障害のある方の現況やサービス等の利用状況、本町の障害者施策の取り組み状況などを報告いたしまして、これを整理、分析し、評価していただくということです。２つ目は、障害のある方々の意識についてということで、この後にご説明させていただきますが、障害のある方へのアンケート調査による実態の把握、障害者施策に関わる各機関への調査や、自立支援協議会からのご意見など、障害者施策に反映するニーズや課題の把握。３つ目は、計画案の内容についてでございます。国の基本指針に基づく数値目標及び障害福祉サービス・障害児サービス等の見込み量について検討して計画案を作成していくということです。

次に策定スケジュールにつきまして、４回の会議を考えております。第１回は本日の会議となりますが、策定方針とアンケート調査の内容をご検討いただきます。第２回は統計等の情報による障害のある方の現況、サービス等の利用状況、アンケート調査結果等の検討をしていただきます。アンケート調査結果やヒアリング結果がまとまり、ご報告できる段階になりましたら開催する予定とし、概ね１０月中旬頃と考えております。第３回は計画の素案内容をご提示し、計画案の検討をしていただきます。第４回は第３回会議で作成した計画案を基に、１２月にパブリックコメントを実施し、その結果から計画の最終案を委員の皆様にご検討いただくということを考えております。

次に、計画の成果目標・サービス見込量（活動指標）についてです。令和２年５月１９日付で厚生労働省より、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正が告示され、この指針に基づき、県や市町村において第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画を策定することになります。設定の考え方としては、現行の計画で掲げている成果目標について、国の基本指針や地域の実情を踏まえて継続して取り組んでいく必要がある目標については引き続き設定する、将来にわたり安定的なサービス提供が重要との国の考え方に基づいて、新たな目標も追加したいと考えております。

今回の成果目標については７つとしたいと考えており、資料②の３ページに①～⑦として掲げております。あわせて計画書の５７ページ、現行の計画の成果目標をご覧

いただきながら進めてまいります。このページから第5期美里町障害福祉計画の成果目標の設定があります。

(1)に施設入所者の地域生活への意向とあり、資料の3ページの成果目標につきましても①施設入所者の地域生活への意向【継続】としておりますのは、計画の成果目標は継続するということです。施設入所者数の削減は現行計画では平成28年度末の施設入所者数から2%以上削減となっておりますが、次期計画では令和元年度末の施設入所者数の1.6%以上削減を基本とすること、施設入所者の地域生活への移行も同様に6%以上が地域生活へ移行することを基本とするなど、現計画と次期計画の目標となる数値などは変わっていますが、定める事項としては同じものなので、継続という表現にしております。資料の②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築は【項目の見直し】としています。現計画では58ページにありまして、次期計画の国からの指針につきましても、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備することから、目標の設定について、日数や年齢などを変更しております。次に資料の③地域生活支援拠点等の整備についても【項目の見直し】としております。これは計画書58ページ(3)地域生活支援拠点等の整備と目標は同じであります、項目が見直されております。令和5年度末に各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とするとなっております。次に資料の④福祉施設からの一般就労移行ですが、こちら【項目の見直し】としております。計画書の58ページ(4)に①～④まであり、その中で掲げられているものについて次期計画の国の指針といたしましては一般就労への移行者数が令和元年度実績の1.27倍以上を基本とする。そのうち就労移行支援は1.3倍以上、就労継続支援のA型は1.26倍以上、就労継続支援B型は1.23倍以上となっております。また就労定着支援事業利用者は一般就労への移行者数のうち7割以上の利用を基本とする、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とするといった項目の見直しが図られております。

次に障害児福祉計画について、計画書の78ページと資料の⑤障害児支援の提供体制の整備等【項目の見直し】が関連しております。計画書をご覧ください。こちらには第1期計画における成果目標を設定しています。次期計画で、令和5年度末の成果目標の設定の基本を次のとおりとすることによって項目が見直されております。児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、圏域での設置も可能です。保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築すること。主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを市町村に少なくとも1か所以上設置すること、圏域での設置も可能です。医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置ということが国の指針で定められております。

また、資料の⑥及び⑦につきましては、国の基本指針で新たな項目として出され

ております。⑥は相談支援体制の充実・強化等ということで相談支援体制の充実・強化等を推進するための取り組みとして、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取り組みを着実に進めていくということで、令和５年度末までに各市町村又は圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。⑦は障害福祉サービス等の質の向上です。これは県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築するよう示され、令和５年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とすることで、具体的な数値が示されておられませんので、今後国から示された後に、本会議にて皆様にご審議・ご検討をお願いしたいと考えております。

次に活動指標につきましては、計画書の６０ページをご覧ください。先ほどまでは障害福祉計画の成果目標について現計画と次期計画についてを照らし合わせてご覧いただきました。サービスの見込み量につきましては、令和５年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供をに向けて地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者などを勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込んで決めるものであります。現計画ではこのような形で、例えば、訪問系のサービスにつきましては利用人数が何人で利用時間が何時間というような形で細かく年度ごとに見込み量を設定することになります。また、障害児福祉計画の活動指標につきましては計画書の８０ページをご覧ください。先ほどと同様に障害児福祉サービスの見込み量について書かれておりまして、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援ごとの必要な見込み量についてそれぞれ年度ごとに見込み量を決めております。

その他定めるべき事項としましては、成果目標、サービス量、活動指標とありましたので、その活動指標を決めたもの、必要な見込み量を確保するための方策になります。現計画では、計画書の８０ページのところでは障害児福祉サービスの見込み量確保の方策としていますが、見込み量を設定して、それをどのようにして確保していくかということも同じように決めて計画の中に入るようになります。障害福祉計画につきましても、計画書の６０・６１ページをご覧くださいますと、同様に見込み量確保の方策がありますので、次期計画分についてこれらを決めることとなります。説明は以上です。

○黒沼会長　ただ今の事務局説明について、何かご質問等ございませんか。

（委員からの声なし）

○黒沼会長　なければ、審議事項（１）美里町障害福祉計画等の策定方針については、事務局説明のとおり進めることとしてよろしいでしょうか。

○委員一同　はい。

○黒沼会長　それではご了承いただいたので、次に進みたいと思います。審議事項（２）町民向けアンケート調査について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（相澤課長補佐） それでは、審議事項（２）の資料として、資料③、資料④をご覧ください。資料③アンケート調査票の設計意図について説明させていただきます。資料③は、アンケート調査の設計書ということで、調査で何を把握して計画にどのように反映していきたいかということを整理したものです。アンケート調査票と併せてご覧いただき、さらに掘り下げて質問事項を設けたほうが良いのではないかなどのご意見をいただければと思います。調査を実施するにあたりましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、必要なサービス見込み量を設定するための調査でありますことから、調査対象者を障害福祉サービスの利用者、障害者手帳所持者の方など約３００人程度を見込んでいます。調査方法としては、アンケート調査票を対象者に郵送いたしまして、回答する際は、郵送でお返しいただく方法をとりたいと考えております。調査日程につきましては、８月１０日頃から８月２８日までの約２週間程度を考えております。調査内容につきましては、１ページから４ページまでについて、調査の設問の項目と調査の目的などについて設計をさせていただきました。前回３年前になりますが、平成２９年の夏に実施したアンケート調査と、若干内容を変えております。新たな設問については、星印をつけております。資料④は、実際に配布するアンケート調査票の案です。回答用紙を別紙にするのではなく、設問をご覧いただきながら書き込んでいただき、調査票をそのまま返送いただくという形を考えております。説明は以上です。

○黒沼会長 それでは、ただ今の事務局説明について質問等ございますでしょうか。

○木村委員 私は民生委員の立場で、地域の高齢者や障害者との関わり方を普段考えております。高齢者に対しては積極的に接することができるのですが、障害者のご家庭だとナイーブな部分があり、積極的になりきれない部分、逆にかかわってほしくないとされている方もおられます。そういったところを折角のアンケートですので、地域との関わり方をどう考えているか、あるいはどの様に接してほしいかといった部分を追加してはいかがでしょうか。

○事務局（菊地課長） 木村委員からご提案の件につきましては、美里町地域福祉計画というものがございまして、令和３年に改定に向けた作業があります。そちらでは、地域福祉のあり方について計画として掲げるものですが、その際に木村委員からご提案があった内容に関するアンケートがあったかと記憶してございます。そういったことがありますので、事務局で確認させていただければと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○木村委員 はい。

○黒沼会長 ほかにございますか。

○須田委員 ただ今の菊地課長の説明についてですが、地域福祉計画のアンケートは、本人ではなく周りの方へのアンケートでしょうか。今回のアンケートは障害者本人の意見を聞く分には追加してもよいのではないのでしょうか。

○事務局（菊地課長） 地域福祉計画改定時のアンケートと併せて実施できないか検

討してまいります。

○黒沼会長 美里町社会福祉協議会の活動計画も来年変わるので、こちらで取り上げてもよいのかなと考えますが、またその時にでもお話させてください。ほかにございますでしょうか。それでは、審議事項（２）町民向けアンケート調査については事務局説明のとおり進めることとしてよろしいでしょうか。

○委員一同 はい。

○黒沼会長 それでは、事務局説明のとおり進めることとします。次に次第の７番、その他についてですが、皆さまからご意見等ございますでしょうか。無ければ、進行を事務局にお戻しいたします。円滑な進行にご協力いただきありがとうございます。

○事務局（菊地課長） 黒沼会長、大変ありがとうございました。委員の皆様にお願いがございます。もし、会議終了後に資料をご覧になってからご質問やご提案などが出た場合は事務局までご連絡いただければと思います。また、次回会議日程について１０月中旬ごろを見込んでおりますが、日程案が決まりましたら委員の皆様にも複数日をご提案させていただき、皆様のご都合のよい時としたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

○委員一同 はい。

○事務局（菊地課長） ありがとうございます。それでは、閉会に移ります。閉会のあいさつを木村副会長からお願いします。

○木村委員 皆様お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。策定委員会ということで重要なお仕事を頂戴しましたが、継続の部分、見直しの部分、新たな項目と、検討事項が沢山ございますので、新型コロナウイルスの流行やいつ発生してもおかしくない水害など、時節を見ながら適切により良い方法で策定していきたいと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

○事務局（菊地課長） それでは、会議の一切を終了させていただきます。ありがとうございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 年 月 日

委 員 _____

委 員 _____